

令和5年7月4日

各 位

くろかわ商工会富谷支部  
支 部 長 松 田 勝 幸  
( 公 印 省 略 )

「富谷市割増商品券事業」実施に係る商品券取扱店募集について  
(ご案内)

謹啓 盛夏の候、各位益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、富谷市では、電力・ガス・食料品価格等の高騰による市民生活及び地域経済への影響下において、生活者支援及び消費の下支えを目的として昨年度に引き続き割増商品券を発行することとなり、標記商品券業務について本会が受託する運びとなりました。

つきましては、本商品券取扱店について、別紙「富谷市割増商品券取扱店募集要項」の通り募集いたしますので、取扱希望の方は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、お申込み下さいますようご案内申し上げます。

謹白

記

1. 募集締切日 令和5年7月31日(月)午後5時まで必着
2. 申請要件 富谷市内に立地する店舗・事業所があること。  
別紙募集要項を遵守する事業所であること。  
(募集要項を必ずご一読下さい。)
3. 申請方法 別紙「参加申込書兼誓約書」に必要事項をご記入の上、くろかわ商工会富谷事務所までFAXまたは郵送にて提出してください。  
※市内に複数店舗が該当する方は「参加申込書兼誓約書」をコピーのうえ、店舗毎にお申し込み下さい。

郵送の場合 〒981-3311 富谷市富谷新町95

富谷市まちづくり産業交流プラザ2階

FAXの場合 FAX: 022-358-7848 (くろかわ商工会富谷事務所)

■お問合せ先  
くろかわ商工会 富谷事務所  
TEL 358-2205 / FAX 358-7848  
担当: 高橋・二本柳

# 富谷市割増商品券取扱店募集要項

くろかわ商工会

## 1. 事業の目的

電力・ガス・食料品価格等の高騰による市民生活及び地域経済への影響下において、生活者支援及び消費の下支えを目的として割増商品券の発行を行うもの。

## 2. 対象業種

小売業・飲食業・各種サービス業・製造業・建設業・その他市が適当と認めた業種。

## 3. 利用方法

取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払いに利用。

## 4. 商品券の概要

- ①名称 富谷市割増商品券（とみや応援3割増商品券）
- ②発行者 富谷市
- ③発行総額 520,000,000円（割増率3割）
- ④発行数 40,000セット
- ⑤販売価格 1セット10,000円  
(額面1,000円券10枚+額面500円券6枚=16枚綴り:13,000円分)  
※商品券購入時の支払方法は現金のみとする。
- ⑥使用期間 令和5年9月1日（金）～令和6年1月31日（水）※予定

## 5. 商品券の販売方法

- ①各世帯に商品券購入申込書を配布（広報とみや9月号折込）
- ②1世帯当たり最大世帯人数分のセット数まで購入可能
- ③申込書に代表者（世帯主）の氏名・住所に加え購入希望の世帯人員の氏名を記入
- ④購入時に身分証明書により富谷市民であることを確認

## 6. 富谷市割増商品券の販売期間及び販売場所

- (1) 販売期間 令和5年9月1日（金）～令和5年10月31日（火）
- (2) 販売場所 ①上記期間の平日 富谷市内郵便局（9:00～17:00）※予定  
②上記期間のうち、土日に2回臨時販売予定（場所未定）

## 7. 取扱店の登録

### (1) 資格要件

- ① 富谷市内に立地する店舗・事業所があること。
- ② 「富谷市割増商品券取扱店募集要項」を遵守すること。

### (2) 募集締め切り

令和5年7月31日(月)まで ※状況により継続募集あり  
登録手続きを完了した事業所は「商品券取扱店舗一覧」等に掲載。

### (3) 登録方法

「富谷市割増商品券取扱店参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入の上、くろかわ商工会富谷事務所宛に FAX 又は郵送で提出。

### (4) 申込先

くろかわ商工会富谷事務所  
〒981-3311 富谷市富谷新町95 富谷市まちづくり産業交流プラザ2階  
TEL : 022-358-2205 FAX : 022-358-7848

### (5) 応募資格

次に該当する場合は、取扱店登録に応募ができない。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行うもの。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は、富谷市暴力団排除条例(平成25年富谷市条例第13号)に規定する暴力団員等が営む事務所、または店舗。
- ④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- ⑤ その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断するもの。

## 8. 商品券の利用範囲(制限)

次に示す内容については、商品券の利用ができない。

- ① 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ② 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 株式・先物・宝くじ等の金融商品
- ④ 「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
- ⑤ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑥ 加盟店が利用を不可とした商品
- ⑦ その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

## 9. 商品券の利用留意事項

- ① つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。
- ② 多額の商品券を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を商品券利用可能店舗の従業員が覚知した場合には、市に通報する。
- ③ 消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないことを確認する。

## 10. 商品券の換金方法

取扱店舗が使用済商品券を富谷市指定の郵便局に持込み、郵便局及びくろかわ商工会にて精査・枚数の確認後、くろかわ商工会から換金額の振込を行う。(予定)

※上記換金方法は現時点での予定となっております。詳細については後日決定次第お知らせしますので、必ずご確認ください。

### 11. 手数料

取扱店登録手数料及び商品券換金手数料は、無料とする。

### 12. その他留意事項

- ① 「富谷市割増商品券取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、くろかわ商工会富谷事務所が富谷市と協議し、その対応を決定する。
- ② 取扱店の情報(店舗名・所在地ほか)は、「商品券取扱店一覧」として商品券購入申込書、富谷市ホームページ、くろかわ商工会ホームページ等で広報する。

### 13. お問い合わせ先

くろかわ商工会 富谷事務所

平日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日除く)

〒981-3311 富谷市富谷新町 95 番地 富谷市まちづくり産業交流プラザ 2 階

T E L : 022-358-2205 / F A X : 022-358-7848